

N 中央労福協ニュース NEWS LETTER

労働者福祉中央協議会（中央労福協）
発行人 花井 圭子

No. 144

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町 3-8 中北ビル 5F

TEL 03-3259-1287 URL <http://www.rofuku.net>



2018 全国福祉強化キャンペーンの方針を決定

10 ～ 11 月に一斉行動 第 3 回幹事会



挨拶する神津里季生会長＝7 月 23 日、東京都内

中央労福協は、7 月 23 日に東京都内で第 3 回幹事会を開催し、2018 全国福祉強化キャンペーンの取り組み方針や、政府の「高等教育無償化」への対応などについて確認した。

今年度の「全国福祉強化キャンペーン」は、昨年までの「生活底上げ・福祉強化キャンペーン」から名称を変更し、以下の 3 つを全国共通テーマとして、10 ～ 11 月に全国で集中的に取り組むことが確認された。

▶ 共通テーマ

① 労働者福祉運動で共助の輪を地域に広げよう！

労働者自主福祉事業の利用促進・共助拡大をめざし、加盟労働団体への訪問要請活動をはじめ、自然災害への対応や多重債務対策など労金・全労済と連携した取り組み、ライフサポート事業の発展に向けた協議などを促進する。

② 奨学金制度を改善し、教育費負担軽減につなげよう！

奨学金問題での世論喚起や制度改善へつなげていくため、奨学金の利用実態や教育費負担のあり方などに関するアンケート調査（紙とインターネットと併用）を行う。また、キャンペーン期間にあわせて「奨学金に関する全国一斉相談」（日程・相談方法は各地で決定）を実施する。

③ 生活・就労支援を地域のネットワークで支えよう！

10 月からの改正生活困窮者自立支援法の施行を踏まえた制度の拡充・強化や、生活保護基準の引下げにより他制度に影響を及ぼさないよう、自治体要請などの取り組みを進める。

▶ 全国一斉行動

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ① 奨学金や教育費負担に関するアンケート調査 | ④ 4 団体協議 |
| ② 奨学金に関する一斉相談 | ⑤ 加盟労働団体訪問（産別地方組織） |
| ③ 自治体要請 | |
| （生活困窮者自立支援法・生活保護基準） | |

◆高等教育「無償化」への対応 ～ 中所得層の負担も軽減を！

政府は 6 月に閣議決定した「経済財政運営の基本方針 2018」（骨太方針 2018）において、2020 年度より低所得者世帯への大学授業料減免や給付型奨学金を拡充するとしている。

幹事会では、こうした方向性については前進と評価しつつも、中所得層への支援が置き去りにされていることや、支援措置を受けられない大学もあること、授業料の引き下げや貸与型奨学金制度の改善には言及されていないことなどの問題点・課題を確認した。制度の詳細についてはまだ明らかになっていない点が多いため、今後の予算編成や制度設計の進展に応じて、情報を収集・整理しながら対応していくこととなった。

法人の適切な運営に向けて 「公益法人制度に関する研修・情報交換会」

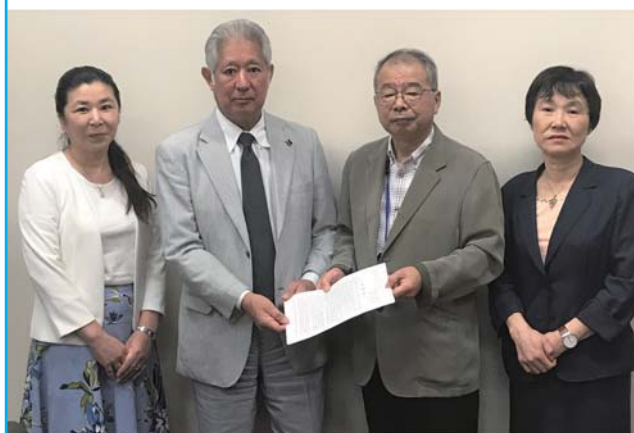
7 月 18 日に福岡県の全労済モルティ天神ビルで「公益法人制度に関する研修・情報交換会」が開催され、16 法人 23 人が参加した。

今年も昨年に引き続き、運営上の課題が残る法人や運営責任者・事務担当者の変更となった法人を考慮し、研修に重点を置いた研修・情報交換会とした。冒頭、中央労福協・花井 圭子事務局長は「本研修会を通じて法人の適切な運営をお願いしたい」と挨拶した。続いて、講師・小倉 秀夫税理士から「制度と運営」、「会計」、「税制」の

自由民主党と政策懇談会を実施

7 月 25 日、中央労福協は、衆議院第 1 議員会館にて、自由民主党との政策・制度に関する懇談会を実施した。党側は、労政局長の森英介 衆議院議員に應對いただいた。

黒河副会長より要請書を手交し、花井事務局長より要請概要を説明したあと、意見交換を行った。森議員は、教育・人材育成面について、特に高等教育および幼児教育・保育の無償化の重要性および今後の課題について触れられた。



要請書を手交する黒河副会長＝7 月 25 日、東京都内

各分野について、具体的事例や事前のアンケート調査の結果を交えながら説明を受けた。参加者からは、「初めて聞くことばかりで、大変参考になった」「研修内容を持ち帰って共有したい」などの声が寄せられた。この研修・情報交換会は 8 月 31 日に東京の連合会館でも開催する予定。



講師の小倉秀夫税理士＝7 月 18 日、福岡市内



会場の様子＝7 月 18 日、福岡市内

ワールドカフェで交流を深める！

地方労福協事務担当者研修会 開催



安川電機みらい館にて=7月18日、北九州市内

中央労福協は7月17～18日、福岡市の全労済モルティ天神ビルで2018地方労福協事務担当者研修会を開催し、役職員50名が参加して交流を深めた。



行岡 みち子 さん



ワールドカフェの様子=7月17日、福岡市内

本研修会は地方労福協で主に事務を担当する役職員を対象に、役職員の交流や労福協の事務を担うために必要な知識等を学習する目的で年1回開催している。

初日の单元1では、生活協同組合連合会グリーンコープ連合・行岡 みち子常務理事より「グリーンコープの困窮者支援等の取り組み」と題して講演をいただいた。グリーンコープで生活再生事業を開始することとなった経緯や相談事業から見えてきた課題などを中心にお話があった。单元2は初の試みとしてワールドカフェ形式のグループディスカッションを行った。前段の行岡さんの講演に関連したテーマで自由な意見交換を行い、各グループのメンバー入れ替えを2回行った後、討議内容をまとめ発表した。参加者からは、「メンバーの入れ替えがあり、色々な地方の人と交流ができた」「時間が過ぎるのが早くもっと話したかった」などの感想が寄せられた。

2日目は北九州市にある安川電機みらい館（ロボット村）を訪れ見学ツアーに参加した。見学スタート時には安川電機労働組合・井上弘暢中央執行委員長から歓迎の挨拶をうけた。世界一を誇る産業用ロボットの生産工程の見学やロボットとのゲーム対戦など盛りだくさんの体験となった。

地域で防ごう！消費者被害 日弁連連続シンポジウム 各地で連携

日本弁護士連合会は 8 月 3 日、東京都内の弁護士会館において、各地で開催してきた連続シンポジウム「地域で防ごう！消費者被害」を総括するシンポジウムを開催し、中央労福協を含め 80 人が参加した。

高齢化が進む中、高齢者の消費者被害が急増するとともに、民法改正による成年年齢の 18 歳への引下げに伴い、若年者の被害の増加も懸念される。こうした状況を受け、悪質な消費者被害の予防・救済のために、日弁連が 2017 年 2 月 25 日の東京シンポジウムを皮切りに全国 9 ヶ所で連続シンポジウムを開催し、中央労福協も共催団体として協力してきた。各地の弁護士会主催のシンポジウムも含め総計 16 ヶ所での参加者合計は 1680 人。大阪、愛知、福岡、北海道、宮城、石川、徳島、広島、埼玉では各地の労福協が後援団体となった。

各地のシンポジウムには、行政機関や消費者団体、生協、退職者、自治会、老人クラブ、社協、民生委員、防犯協会など様々な関係団体が共催・後援し、シンポジウムをきっかけに地域での連携やネットワークづくりにも取り組んできた。



報告する退職者連合・菅井事務局長＝8月3日、東京都内

総括シンポジウムでは、これまでの取り組みの中間総括を行うとともに、退職者連合、警察庁、日本フランチャイズチェーン協会や、シンポジウムを開催した地域から先進的な取り組みや連携事例が報告され、全体で共有した。

まとめとして、今後も引き続き各地でシンポジウムを開催し、地域で消費者被害を防ぐための連携した活動を続けていくことを確認した。

中部労福協 “労働運動と福祉運動は両輪”

第 6 回労働運動・労働者福祉運動の理念・歴史・リーダー養成講座を開催

8 月 7 日から 8 日にかけて、北陸 3 県・東海 3 県・近畿 6 府県から 71 名の参加を得ながら、兵庫県姫路市にて開催した。主催者を代表して中部労福協・辻 政光会長、地元の兵庫労福協・辻 芳治会長の挨拶を受けた後、講座がスタートした。

オープニングとなった第 1 講座では、中央労福協・高橋 均講師団講師より「歴史から学ぶ労働運動・労働者自主福祉運動の理念と役割」について講演を頂いた。前段では約 5 分間の労働映画「ザリガニ」を視聴し、「連帯とお互様の精神」について再認識した。

第 2 講座では賀川記念館・西 義人参事より「社会運動の先駆者 賀川豊彦に学ぶ」と題して、賀川氏の活動の原点や行ってきた事業などの足跡をもとに自主福祉運動の理念と歴史を学習して初日を終えた。

2 日目の第 3 講座は、法政大学大学院連帯社会インスティテュート・中村 圭介教授より「地方労福協に期待すること―共助から連帯へ」と題した講演を受けた。中村教授は「公助から他助へ」、メンバーシップをベースとし



ながらも、それを超える支援拡大への期待を寄せた。最後の第 4 講座は、地元の近畿労働金庫兵庫地区本部・竹一稔弘事務局長と全労済兵庫推進本部・西谷 圭一事務局長より、組合員の生活応援運動や共済事業の現状と課題について講演を受け、最後に中部労福協・小山 正人副会長がまとめを行い、終了した。なお、閉会後にアンケートを回収した結果、8 割以上の参加者から「大変良かった」、「良かった」との回答を得た。

連載

助け合い・支え合いの現場から



(公財) 沖縄県労働者福祉基金協会
前専務理事 玉城 勉 さん

第 3 回

‘無いから出来ない’ではなく ‘無いものは創り出す’

● 生活困窮者自立支援に関わる取り組みで苦労やエピソードはありますか。

行政の委託事業では、相談者の研修、職業訓練はもちろん、企業実習でも交通費や日当、食事代は出せません。そのために訓練・実習を受けられない、続けられないとなれば、支援制度も役立ちません。一方、職員カンパ等のサポートも限界がありました。組織として立ち上げた「生活支援基金」は、現場で頑張る職員の熱い思いから創設されたものです。

その間、県の関連法人の助成など、必要な資金を継続的に確保する仕組みを苦労して整え、取り組みを継続し、成果を重ねることができました。着実な成果が見えることで、幾つかの行政事業で交通費や日当も認められるようになりました。この経験から、‘無いから出来ない’ではなく‘無いものは創り出す’という意気込みが生まれ、浸透したように感じます。

一方、相談員の精神的なケアは課題でした。産業医のほか、県総合精神保健福祉センター所長（医師）のアドバイザー就任、個人面談等を実施しました。2名のメンタルヘルス責任者の論理的思考と献身的対応もあり、厳しい状況も乗り切ることができました。

思い出深いのは 2010 年、総理官邸で菅総理らの前でパーソナルサポートサービスの意義と必要性、有効性のプレゼンテーションをしたことです。支援を通じて自立できる多くの人々がいる。100%の自立はできなくても、支え合い、働くことを通して皆が社会に参加する全員参加型の社会づくり、これが人口減少の続く日本に求められる政策であることなどを伝えました。中央労福協などが提起し、実践してきた取り組みがいよいよ本格的にスタートすることに高揚感を覚えた瞬間でもありました。



パーソナル・サポート・センター開所式

わたしたちの
労働者福祉

- 福祉事業団体リレー紹介 -

全労済

たすけあいの輪をむすぶ

全労済は「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」の理念のもと、2017 年 9 月に 60 周年を迎えることができました。

2018 年 6 月からの新たな中期経営政策として New-Zetwork を策定し、事業と運動の変革に取り組んでいます。その取り組みのひとつとして、全労済がもっと多くの方々に親しまれ、応援される存在となるため、新しいブランドを策定し、活用していくこととしました。正式名称である「全国労働者共済生活協同組合連合会」、略称である「全労済」はかえず、新しい姿を表す愛称として「こくみん共済 coop」と決めました。

「こくみん共済 coop」とは、単に商品の名称を愛称としたのではなく、労働者自主福祉を核としながら、その取り組みを更に広げ「こくみん みんなのために、共済というたすけあいの仕組みを提供する、協同組合 (coop) である」ことを表しました。

私たちは、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」という変わらぬ理念の実現にむけ、「共済」を通じて人と人との「たすけあいの輪」をむすび、「安心のネットワーク」をひろげていきます。そのために、「こくみん共済 coop」という愛称で、広く組合員・社会に、私たちのめざす姿をうったえかけるとともに、その名に恥じないよう、更に努力し、事業と運動を進めてまいります。

たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

憲法よりも先に制定された労働組合法②

GHQの後押しもあり、手探りで労働組合作り

労働組合法制定のための「労務法制審議委員会」の労働側委員には戦前からの活動家、松岡駒吉や西尾末広ら五名が加わった。委員長には貴族院議員で日本交通社会会長の大蔵公望が指名されている。委員会は一か月で五回開かれ、集中した議論を経て、敗戦からわずか三ヶ月後の一九四五（昭和二十）年十二月二十二日の帝国議会で「労働組合法」が成立（施行は翌年三月一日）したのである。団結権・団体交渉権・争議権の保障を盛り込んだ労働組合法は、何と、憲法や労働基準法に先んじて制定されたのであった。

労組法制定をきっかけに全国各地で雨後の筍のように労働組合が結成されていく。昭和二十一年末には、一万七千組合、四百九十万人と驚異的に伸長したのであった。もちろん、労組法が制定される以前から、労働者が自主的に結成した労働組合が数多くあった事実は前号で述べた通りだが、労組法に後押しされて結成された労働組合も多かったこともまた事実であった。

とくに、GHQが労働組合結成を奨励していることが明らかになると、GHQに接収され、高級将官用の宿舎になった「第一ホテル」や「帝国ホテル」でも手探りで労働組合作りが進められた。第一ホテルは、昭和二十一年五月六日に日本で最初に労働組合を結成したホテルである。続いて、八月一日には帝国ホテル従業員組合が結成された。当初の労組法では、結成後一週間以内に届出を義務付けられていたのだが、八月五日、東京都に提出した帝国ホテル従業員組合の結成届の文書が残されている。「昭和二十一年八月一日労働組合法二依り帝国ホテル従業員組合ヲ結成致候條別冊ノ通り規約貳部並ニ役員名簿貳通添付此段及御届候也」。候文でしたためた届出文書を作成した労働組合役員の緊張した面持ちが今でも伝わってくるようだ。十一月には同じくGHQに接収され、マッカーサー司令官も宿泊した横浜のニューグランドホテルでも労働組合が結成された。

GHQの指令で制定された労組法、それに後押しされて結成された労働組合だから、「ボツダム組合」と揶揄された労働組合ではあるが、今ではホテル産業の中核的な労働組合として活躍している。（高橋均）



ろうきんのキャッシュカードなら

セブン銀行 イオン銀行

(主な設置先:ファミリーマート) (主な設置先:ローソン)

VIEW ALTTE

(主な設置先:JR東日本の駅構内)

のATM引出し手数料が0円

※1 セブン銀行での19:00～翌朝7:00のお引き出しは108円(税込)の手数料がかかりますが、手数料を即時キャッシュバック致します。(一両方きんを除きます。詳細はお取引のろうきんへご確認ください)
※2 ローンカードはご利用いただけません。

さらに!! 全国の銀行・ゆうちょ銀行・信金などで使えて

ATMお引き出し手数料を即時 キャッシュバック!

※全国のろうきんでは「お引き出しされた額のご利用手数料をお戻しする[キャッシュバックサービス]を行っています。同サービスの名称・内容は各ろうきんで異なりますので、お取引の(ろうきん)ホームページ等にてご確認ください。

2018年4月1日作成